

## 業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、上下水道料金・下水道受益者負担金等システム導入業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本町が委託者に求める基本事項を定めたものである。

### 2 業務の概要

本業務は、上下水道料金・下水道受益者負担金等システム（以下「料金システム」という。）の導入業務であり、次期システムの構築及び現行システムから必要なデータを移行する。

### 3 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務場所

山元町役場、受託者作業場所

### 5 基本要件

#### 稼働環境

本仕様書の要求事項を満たしたうえで、業務アプリケーションのオンライン及びバッチ処理が安定稼働する稼働環境を提案すること。ただし、オンプレミス・クラウドのいずれかで構築するかに関しては、費用面等を考慮し本町にとって最適な稼働環境を提案すること。なお、料金システム構築に必要な受託者側の開発環境は受託者が用意すること。

オンプレミス方式（庁舎内にサーバを置く場合）は以下のとおりとする。

- (ア) 料金システムが正常に稼働するために必要な機器、ミドルウェア等を全て含む構成とすること。
- (イ) サーバを山元町役場内に設置する場合は、ラックマウント型サーバとすること。
- (ウ) サーバを管理するための OS は、Windows Server 2022（又はその後継）を原則とし、将来的な OS のバージョンアップにも対応すること。
- (エ) バッチ処理など一度にサーバ等へ大きな負荷が発生しても、クライアント側のレスポンスを低下させることがないこと。
- (オ) ハードディスク等は、RAID 等の信頼性を確保すること。
- (カ) 原則 24 時間稼働を可能とし、スケジューラ設定によりバックアップや自動起動、自動停止等の運転制御が可能なこと等の機能を有すること。
- (キ) バックアップ装置は、使用頻度や耐久性、将来的な容量などを考慮した信頼性のあるものとする。
- (ク) 無停電電源装置を装備して、停電時の自動停止、復電時の自動起動を制御すること。

クラウド方式を提案する場合は以下のとおりとする。

- (ア) データセンターを利用したクラウド方式とすること。
- (イ) 庁内からデータセンターまでの接続回線は本業務内で受託者の責任において実施すること。接続回線は専用回線または閉域網とし、インターネット経由の接続としないこと。
- (ウ) 日本国内に所在するデータセンターを利用すること。なお、庁内 LAN との接続については、必要に応じて本町がネットワークベンダーと調整する。
- (エ) データセンターは日本データセンター協会が定義するデータセンターファシリティスタンダードのレベル「ティア 4」に準拠した構造であり、稼働信頼性 99.99%以上であること。

## 6 機能要件

別紙「機能要件書」に記載された機能を有する料金システムを導入すること。

## 7 システム構成要件

### 7.1 サーバ

- (ア) 5年間以上安定的かつ効率的な運用を可能とする、十分な性能と容量を有する機器構成とすること。
- (イ) データ消失を防ぐために、バックアップを行う構成とすること。バックアップの取得は日次を想定しているが、具体的な周期・取得方法は本町と協議のうえ決定すること。

### 7.2 クライアント機器等

- (ア) クライアント PC 4 台
- (イ) 検針用端末（プリンタ含む） 6 台
- (ウ) メールシーラー（圧着機） 1 台
- (エ) バーコードリーダー 2 台

※上記の他、提案システムの運用に必要な専用のハードウェアがある場合は含めること。

## 8 セキュリティ要件

### 8.1 利用権限

- (ア) 所属や職員個人単位及びシステム機能単位での権限設定・管理ができること。
- (イ) ID とパスワードによる認証機能を有し、パスワード変更等の設定ができること。

### 8.2 操作履歴・ログ

操作履歴を記録することができ、必要な場合には参照できること。

システムログ及びアプリケーションログ（ユーザ ID、操作日時、対象データ、操作内容、IP アドレスなど）を取得できること。また、取得したシステムログ及びアプリケーションログについては、権限のない者が改変できないようにするなど、適切に管理・保管すること。

### 8.3 ウイルス対策

ウイルスを検知できるように対策することとし、アンチウイルスソフトウェアなどを活用して、不正プログラム対策を実施すること。

### 8.4 暗号化

蓄積するデータについては、第三者に漏洩しないようデータの暗号化を実施すること。

### 8.5 法令等の遵守

委託業務の遂行にあたっては、日本国内において適用される法令、本町の条例・規則・情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。なお、本町の情報セキュリティポリシーに定めのない項目であっても、総務省の公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(最新版)」に準じた対応を求められる点に留意すること。

## 9 システム構築要件

### 9.1 プロジェクト管理

受託者は、システムの構築における具体的な体制、スケジュール、納品物の一覧、プロジェクト管理方針、品質管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成し、本町の承認を得ること。

受託者は、作成し承認されたプロジェクト計画書に基づき、プロジェクト進捗、課題、品質等の必要な管理を行うこと。また、実施計画と実績の差を把握し、進捗の評価を行うこと。定例報告会において進捗状況や課題への対応状況を報告すること。なお、進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに対処すること。

### 9.2 構築体制

プロジェクトマネージャーは、プロジェクト全体を統括し、本事業における交渉や作業の管理を行うこと。

## 10 システム移行要件

### 10.1 システム移行計画

(ア) 業務特性を考慮し、業務毎に適切な稼働時期を提案すること。

(イ) 必要に応じて、仮稼働時期を設定すること。

(ウ) 移行作業がうまくいかなかった場合の切り戻し作業等の内容（コンティンジェンシープラン）を設計すること。

### 10.2 データ移行

(ア) 現行システムからのデータ移行は原則、全てのデータを対象とするが、移行が困難なデータが存在する場合には、理由を明らかにしたうえで本町の承認を得ること。

(イ) 現行システムからのデータ移行方法は、協議をして方針を決めること。

(エ) 受託者の経験から適切なデータ移行範囲、具体的なデータ移行手法について、職員負担軽減を考慮し提案すること。

- (オ) 現行システムのデータ提供は合計 4 回を想定しているため、受託者はデータの提供希望時期について本町に提示すること。

### 10.3 運用保守計画

料金システム稼働後の運用業務、保守業務の計画を策定し、本町の承認を得ること。  
本町と受託者の役務役割分担、責任分界が明確であること。

## 11 動作検証

料金システムについて、正常に稼働することを検証（単体テスト、結合テスト、総合テスト等）するとともにテスト結果を本町に提示すること。総合テストにおいては本番環境を想定し、業務シナリオテスト、データ連携テスト、セキュリティテスト、性能テスト（負荷テスト）を実施すること。

また、受託者の総合テストが完了後、本町が一通りの業務機能を確認できるものであることを前提とした受入テストの実施を支援すること。実施にあたってはテスト内容（案）を提案すること。提案後、本町と協議の上、テスト内容を決定すること。テストの実施にあたっては、テスト環境の手配、テストデータの作成等を行うこと。

なお、個人情報等を含むデータをテストで使用する場合は、セキュリティに十分に配慮した上で、本町と協議のうえ取り扱いを決定すること。

## 12 教育訓練要件

(ア) 料金システムへ円滑に切り替えられるように、適切な職員研修を計画すること。職員研修の実施方法は、本町と協議のうえ決定すること。

(イ) 検針員に対する研修が円滑に進むように、検針員用研修テキストを用意すること。

## 13 成果物要件

- (ア) 料金システム一式
- (イ) プロジェクト計画書
- (ウ) 打合せ議事録
- (エ) 操作及び運用マニュアル
- (オ) テスト報告書
- (カ) 運用保守計画書

## 14 暴力団等の排除について

14.1 受注者が、この契約の履行期間中に山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

14.2 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約の解除を求

めることがある。

- 14.3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

○山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱 別表（第3条、第7条、第8条関係）

措 置 要 件
1 有資格者が暴力団員等であるとき。
2 有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
3 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと警察から通報があり又は警察が認めたとき。
4 暴力団、暴力団員等若しくは暴力団、暴力団員等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
6 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり又は警察が認めたとき。